

第 1 1 章

参考資料

この章では、事業の調査結果や、法令などで定められている環境基準、汚染物質の種別などを参考資料として掲載しています。

関係する章	掲載資料一覧
第 2 章 大気汚染の防止	・大気汚染に係る環境基準 ・有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準 ・ダイオキシン類に係る環境基準 ・ダイオキシン類に係る大気基準適用施設及び大気排出基準 ・微小粒子状物質に係る環境基準
第 3 章 水環境の保全	・水質汚濁に係る環境基準 ・水道水に関する基準 ・規制基準等 ・ダイオキシン類に係る環境基準 ・ダイオキシン類に係る水質基準対象施設及び水質排出基準 ・土壌の汚染に係る環境基準 ・【調査結果】公共用水域水質検査／分析結果 ・【事業実績】浄化槽設置整備事業による浄化槽設置基数 ・【調査結果】地下水調査業務検査結果
第 4 章 騒音 振動 悪臭対策	・騒音規制法特定工場等の規制基準 ・特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準 ・振動規制法特定工場等の規制基準 ・特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準 ・騒音に係る環境基準 ・自動車騒音の要請限度 ・道路交通振動の要請限度 ・悪臭防止法に基づく規制地域及び規制内容 ・県内の規制状況 ・特定悪質物質の規制基準及び主要発生源
第 9 章 その他環境衛生業務	・【調査結果】産業廃棄物最終処分場の排水水質検査結果

第2章 大気汚染の防止

(1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件（設定年月日等）	測定方法
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。(S48.5.16告示)	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。(S48.5.8告示)	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。(S48.5.8告示)	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。(S53.7.11告示)	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
光化学 オキシダント (O _x)	1時間値が0.06ppm以下であること。(S48.5.8告示)	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法

備考

- 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。
- 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
- 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

(2) 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物質	環境上の条件（設定年月日等）	測定方法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4告示)	キャニスター又は捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法を標準法とする。また、当該物質に関し、標準法と同等以上の性能を有使用可能とする。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。(H30.11.19告示)	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4告示)	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。(H13.4.20告示)	

備考

- 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

(3) ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	環境上の条件（設定年月日等）	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。(H11.12.27告示)	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンブラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法。

備考

- 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。

(4) ダイオキシン類に係る大気基準適用施設及び大気排出基準

(単位：ng-TEQ/m³N)

特定施設種類	施設規模（焼却能力）	新設施設基準	既存施設基準
廃棄物焼却炉 (火床面積 0.5 m ² 以上又は 焼却能力 50 kg/h 以上)	4t/h 以上	0.1	1
	2t/h 以上 4t/h 未満	1	5
	2t/h 未満	5	10
製鋼の用に供する電気炉（変圧器定格容量 1,000KVA 以上）		0.5	5
鉄鋼製造の用に供する焼結炉 (原料の処理能力 1 t/h 以上)		0.1	1
亜鉛回収の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉(原料の処理能力 0.5t/h 以上)		1	10
アルミニウム合金製造の用に供する焙焼炉・乾燥炉（原料の処理能力 0.5t/h 以上）、溶解炉（容量 1 t 以上）		1	5

(5) 微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境上の条件（設定年月日等）	測定方法
微小粒子状物質	1年平均値が 15µg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が 35µg/m ³ 以下であること。(H21.9.9 告示)	微小粒子状物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法

備考

- 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
- 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5 µm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう

第3章 水環境の保全

(1) 水質汚濁に係る環境基準（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

ア 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN/ 100ml以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/ 100ml 以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	5,000MPN/ 100ml 以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと	2mg/ℓ 以上	—

備考1 基準値は、日間平均値とする（湖沼もこれに準ずる。）。

（注）

- 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ 水域別環境基準類型指定

指定水域名	名 称	範 囲	類 型		指定年月日
筑後川	花宗川	全 域	5～9 月	B	S49. 7. 25
	山の井川		10～4 月	C	
矢部川	矢部川上流	星野川合流点より上流(日向神ダムを除く。)	A		H18. 3. 31 (S47. 4. 20)
	矢部川中流	星野川合流点より下流瀬高堰まで	A		
	星野川	全域	A		
	辺春川	全域	A		
	白木川	全域	A		
	日向神ダム	全域	湖沼 A		S 47. 4. 20
備考 中の井川の環境基準類型指定は花宗川に準ずる。					

ウ 遠賀川・筑後川・矢部川水域に係る上乗せ排水基準

業 種 (施 設)				項目及び物質並びにその許容限度(単位 mg/l)					適用 の日
				BOD又 は COD	SS	n-Hex		フェノール類	
						動植物 油脂類	鉱油類		
① 下水道整備地域に所在する特定事業場									
全業種				30(20)	100(70)				
② 下水道整備地域以外の地域に所在する既設特定事業場(S49. 8. 1 において特定施設に相当する施設を設置し、又は設置の工事に着手していた事業場)									
食料	蒸りゅう酒・混成酒製造業			120(90)	100(70)				
品製 造業	その他の食料	通常の排水量が 500m ³ /日以上のもの		80(60)	100(70)	15			
	品製造業	通常の排水量が 500m ³ /日未満のもの		120(90)	150(120)	20			
染色整理業及び繊維製品製造業				120(90)	150(120)				
紙製造業、セメント製品製造業、生コンクリート製造業及び砕石業					70(50)				
と畜業				80(60)	100(70)				
し尿処理 施設	し尿浄化槽	処理対象人員が 2001 人以上		45(30)	100(70)				
		処理対象人員が 2000 人以下		80(60)	100(90)				
	その他のし尿処理施設			45(30)	100(70)				
下水道終末処理施設				30(20)	100(70)				
その他の施設				120(90)	150(120)				H2.4.1～
③ 下水道整備地域以外の地域に所在する新規特定事業場(S49.8.2 以後に特定施設(これに相当する施設を含む。))を設置し、又は特定事業場に該当することとなった事業場)									
し尿処理施設				45(30)	100(70)				
下水道終末処理施設				30(20)	100(70)				
追加指定施設				120(90)	150(120)				H2.4.1～
その他 の施設	通常の排水量が 2000m ³ /日以上のもの			30(20)	30(25)	2	2	1	
	通常の排水量が 500m ³ /日以上 2000m ³ /日未満のもの			50(40)	70(50)	10	2	1	
	通常の排水量が 500m ³ /日未満のもの			80(60)	100(70)	15	2	1	
()内の数値は日間平均値による許容限度で 1 日の排出水の平均的な汚水状態について定めたものである。									

エ 人の健康の保護に関する環境基準

	項 目	基 準 値
1	カドミウム	0.003mg/1 以下
2	全シアン	検出されないこと。
3	鉛	0.01mg/1 以下
4	六価クロム	0.05mg/1 以下
5	砒素	0.01mg/1 以下
6	総水銀	0.0005mg/1 以下
7	アルキル水銀	検出されないこと。
8	P C B	検出されないこと。
9	ジクロロメタン	0.02mg/1 以下
10	四塩化炭素	0.002mg/1 以下
11	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/1 以下
12	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/1 以下
13	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/1 以下
14	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/1 以下
15	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/1 以下
16	トリクロロエチレン	0.01mg/1 以下
17	テトラクロロエチレン	0.01mg/1 以下
18	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/1 以下
19	チウラム	0.006mg/1 以下
20	シマジン	0.003mg/1 以下
21	チオベンカルブ	0.02mg/1 以下
22	ベンゼン	0.01mg/1 以下
23	セレン	0.01mg/1 以下
24	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/1 以下
25	ふっ素	0.8mg/1 以下
26	ほう素	1mg/1 以下
27	1,4-ジオキサン	0.05mg/1 以下
備考		
1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。		
2 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。		

(2) 水道水に関する基準（平成 15 年 厚生労働省令第 101 号、逐次改正）

ア 健康に関連する項目

	項 目 名	基 準 値		項 目 名	基 準 値
1	一般細菌	1 ml の検水で形成される集落数が 100 以下であること	17	ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ以下
2	大腸菌	検出されないこと	18	テトラクロエチレン	0.01 mg/ℓ以下
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/ℓ以下	19	トリクロエチレン	0.01 mg/ℓ以下
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/ℓ以下	20	ベンゼン	0.01 mg/ℓ以下
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/ℓ以下	21	塩素酸	0.6 mg/ℓ以下
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/ℓ以下	22	クロ酢酸	0.02 mg/ℓ以下
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/ℓ以下	23	クロホルム	0.06 mg/ℓ以下
8	六価クロム化合物	0.05 mg/ℓ以下	24	ジクロ酢酸	0.03 mg/ℓ以下
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/ℓ以下	25	ジブromクロロメタン	0.1 mg/ℓ以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/ℓ以下	26	臭素酸	0.01 mg/ℓ以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/ℓ以下	27	総トリハロメタン	0.1 mg/ℓ以下
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/ℓ以下	28	トリクロ酢酸	0.03 mg/ℓ以下
13	砒素及びその化合物	1.0 mg/ℓ以下	29	ブromジクロロメタン	0.03 mg/ℓ以下
14	四塩化炭素	0.002 mg/ℓ以下	30	ブromホルム	0.09 mg/ℓ以下
15	1, 4-ジニトロベンゼン	0.05 mg/ℓ以下	31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/ℓ以下
16	シス-1, 2-ジクロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロエチレン	0.04 mg/ℓ以下			

イ 水道水が有すべき性状に関連する項目

	項 目 名	基 準 値		項 目 名	基 準 値
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/ℓ以下	42	ジエオキシ	0.00001 mg/ℓ以下
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/ℓ以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/ℓ以下
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/ℓ以下	44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/ℓ以下
35	銅及びその化合物	1.0 mg/ℓ以下	45	フェノール類	0.005 mg/ℓ以下
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/ℓ以下	46	有機物 (全有機炭素[TOC])	3 mg/ℓ以下
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/ℓ以下	47	pH値	5.8 以上 8.6 以下
38	塩化物イオン	200 mg/ℓ以下	48	味	異常でないこと
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300 mg/ℓ以下	49	臭気	異常でないこと
40	蒸発残留物	500 mg/ℓ以下	50	色度	5 度以下
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/ℓ以下	51	濁度	2 度以下

(3) 規制基準等

ア 一律排水基準（健康項目）

（単位：mg/ℓ）

有害物質の種類		許容限度
カドミウム及びその化合物		0.03
シアン化合物		1
有機リン化合物（ ^o ラチオン、メチル ^o ラチオン、メチルジ ^o メトン及び EPN に限る。）		1
鉛及びその化合物		0.1
六価クロム化合物		0.5
ヒ素及びその化合物		0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.005
アルキル水銀化合物		検出されないこと
P C B		0.003
トリクロロエチレン		0.1
テトラクロロエチレン		0.1
ジクロロメタン		0.2
四塩化炭素		0.02
1,2-ジクロロエタン		0.04
1,1-ジクロロエチレン		1
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4
1,1,1-トリクロロエタン		3
1,1,2-トリクロロエタン		0.06
1,3-ジクロロプロペン		0.02
チウラム		0.06
シマジン		0.03
チオベンカルブ		0.2
ベンゼン		0.1
セレン及びその化合物		0.1
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの	10
	海域に排出されるもの	230
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの	8
	海域に排出されるもの	15
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		100
1,4-ジオキサン		0.5
備 考		
1 「検出されないこと。」とは、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。		
2 ヒ素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行（昭和 49 年 12 月 1 日）の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。		

イ 一律排水基準（生活環境項目）

項 目		許 容 限 度
水素イオン濃度（pH）		海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8 以上 8.6 以下 海域に排出されるもの 5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量（BOD）	（mg／ℓ）	1 6 0 （日間平均 1 2 0）
化学的酸素要求量（COD）	（mg／ℓ）	1 6 0 （日間平均 1 2 0）
浮遊物質量（SS）	（mg／ℓ）	2 0 0 （日間平均 1 5 0）
n－ヘキサン 抽出物質含有量	（鉱油類含有量）	5
	（動植物油脂類含有量）	3 0
フェノール類含有量	（mg／ℓ）	5
銅含有量	（mg／ℓ）	3
亜鉛含有量	（mg／ℓ）	2
溶解性鉄含有量	（mg／ℓ）	1 0
溶解性マンガン含有量	（mg／ℓ）	1 0
クロム含有量	（mg／ℓ）	2
大腸菌群数	（個／cm ³ ）	日間平均 3 , 0 0 0
窒素含有量	（mg／ℓ）	1 2 0 （日間平均 6 0）
リン含有量	（mg／ℓ）	1 6 （日間平均 8）
備 考 1 「日間平均」による許容限度は、1 日の排水水の平均的な汚染状態について定めたものである。 2 この表に掲げる排水基準は、1 日当たりの平均的な排水水の量が 5 0 立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。 3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。 4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際、現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。 5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。 6 窒素含有量及びリン含有量についての排水基準は、環境大臣の定める湖沼及び海域並びにこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。		

(4) ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	環境上の条件（設定年月日等）	測定方法
水質	1pg-TEQ/l以下であること。（H11.12.27 告示）	日本工業規格 K0312 に定める方法

(5) ダイオキシン類に係る水質基準対象施設及び水質排出基準（単位：pg-TEQ/l）

特定施設の種類の種類	排 出 基 準
硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	10
カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	
アルミナ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	
担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	
カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	
4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	
2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	
ジオキサジンバイオレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設及び熱風乾燥施設	
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	
亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	
担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供するろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	
廃棄物焼却炉（火床面積0.5m ² 以上又は焼却能力50kg/h以上）に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、汚水又は廃液を排出する灰の貯留施設	
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設	
フロン類（CFC及びHCFC）の破壊（プラズマ反応法、廃棄物混焼法、液中燃焼法及び過熱蒸気反応法によるものに限る。）の用に供するプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	
水質基準対象施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設	
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	

土壌の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）

	項 目	環境上の基準
1	カドミウム	検液 10 につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4 mg 未満であること。
2	全シアン	検液中に検出されないこと。
3	有機リン	検液中に検出されないこと。
4	鉛	検液 10 につき 0.01 mg 以下であること。
5	六価クロム	検液 10 につき 0.05 mg 以下であること。
6	ヒ素	検液 10 につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15 mg 未満であること。
7	総水銀	検液 10 につき 0.0005 mg 以下であること。
8	アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
9	P C B	検液中に検出されないこと。
10	銅	農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 125 mg 未満であること。
11	ジクロロメタン	検液 10 につき 0.02 mg 以下であること。
12	四塩化炭素	検液 10 につき 0.002 mg 以下であること。
13	クロロエチレン	検液 10 につき 0.002 mg 以下であること。
14	1,2-ジクロロエタン	検液 10 につき 0.004 mg 以下であること。
15	1,1-ジクロロエチレン	検液 10 につき 0.1 mg 以下であること。
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 10 につき 0.04 mg 以下であること。
17	1,1,1-トリクロロエタン	検液 10 につき 1 mg 以下であること。
18	1,1,2-トリクロロエタン	検液 10 につき 0.006 mg 以下であること。
19	トリクロロエチレン	検液 10 につき 0.03 mg 以下であること。
20	テトラクロロエチレン	検液 10 につき 0.01 mg 以下であること。
21	1,3-ジクロロプロペン	検液 10 につき 0.002 mg 以下であること。
22	チウラム	検液 10 につき 0.006 mg 以下であること。
23	シマジン	検液 10 につき 0.003 mg 以下であること。
24	チオベンカルブ	検液 10 につき 0.02 mg 以下であること。
25	ベンゼン	検液 10 につき 0.01 mg 以下であること。
26	セレン	検液 10 につき 0.01 mg 以下であること。
27	ふっ素	検液 10 につき 0.8 mg 以下であること。
28	ほう素	検液 10 につき 1 mg 以下であること。
29	1,4-ジオキサン	検液 10 につき 0.05 mg 以下であること。
(備考) 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表（※1）に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。 2 カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 0 につき 0.01 mg、0.01 mg、0.05 mg、0.01 mg、0.0005 mg、0.01 mg、0.8 mg 及び 1 mg を超えていない場合にはそれぞれ検液 10 につき 0.03 mg、0.03 mg、0.15 mg、0.03 mg、0.0015 mg、0.03 mg、2.4 mg 及び 3 mg とする。 3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 4 有機リンとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び E P N をいう。 5 ※1 は、掲載を省略しています。		

ダイオキシン類に係る環境基準

媒 体	基 準 値
土 壌	1,000pg-TEQ/ g 以下（平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号告示）

令和5年度 公共用水域水質検査結果 (旧八女市地区)No.1

番号	検査項目	環境基準 【類型B・C】	山の井川				
			山内	黒土	豊福	大島橋	行幸橋
①	水素イオン濃度 pH	6.5以上8.5以下	7.7 ~ 8.1 7.9	7.3 ~ 8.1 7.9	6.7 ~ 7.5 7.2	7.1 ~ 8.4 7.8	7.1 ~ 7.8 7.5
②	溶存酸素量 D O	5mg/ℓ以上	8.8 ~ 12 10.2	9.1 ~ 12 10.4	5.1 ~ 7.5 6.2	8.4 ~ 12 10.3	7.8 ~ 12 10
③	生物化学的 酸素要求量 BOD	3mg/ℓ以下 (5月~9月)	<0.5	<0.5 ~ 0.6 0.6	0.6 ~ 1.0 1.0	<0.5 ~ 0.8 <0.5	<0.5 ~ 0.5 <0.5
		5mg/ℓ以下 (10月~4月)	<0.5 ~ 0.5 <0.5	<0.5 ~ 0.9 0.5	4.3 ~ 33 4.7	<0.5 ~ 1.0 0.9	0.5 ~ 1.7 1.2
		なし	1.2 ~ 1.5 1.3	1.2 ~ 2.1 1.6	2.3 ~ 8.4 5.4	1.7 ~ 2.7 2.2	2.0 ~ 3.9 2.8
④	化学的酸素要 求量 COD	なし	1.2 ~ 1.5 1.3	1.2 ~ 2.1 1.6	2.3 ~ 8.4 5.4	1.7 ~ 2.7 2.2	2.0 ~ 3.9 2.8
		25mg/ℓ以下 (5月~9月)	1	12 ~ 14 13	1 ~ 11 11	1 ~ 7 4	1 ~ 8 4.5
		50mg/ℓ以下 (10月~4月)	<1	1 ~ 4 2.3	3 ~ 10 5	1 ~ 6 3	1 ~ 2 1.5
⑤	大腸菌群数 (単位:千 MPN/100ml)	5千以下 (5月~9月)	18	60 ~ 92 76	210 ~ 8300 8300	38 ~ 250 143	46 ~ 260 153
		なし (10月~4月)	2 ~ 30 20	32 ~ 1000 286	390 ~ 9800 9400	38 ~ 400 164	46 ~ 370 219
		なし	—	—	<0.5	—	—
⑦	ノルマルヘキ サン抽出物質	なし	—	—	<0.5	—	—
⑧	全窒素 T-N	なし	0.80 ~ 0.96 0.88	0.83 ~ 1.0 0.92	3.1 ~ 17 9.15	0.97 ~ 2.2 1.52	1.1 ~ 3.4 2.2
			0.024 ~ 0.029 0.027	0.035 ~ 0.057 0.047	0.32 ~ 2.4 1.228	0.055 ~ 0.11 0.085	0.10 ~ 0.47 0.23
⑨	全燐 T-P	なし	0.024 ~ 0.029 0.027	0.035 ~ 0.057 0.047	0.32 ~ 2.4 1.228	0.055 ~ 0.11 0.085	0.10 ~ 0.47 0.23
⑩	カドミウム C d	0.003mg/ℓ以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
⑪	全シアン C N	検出されないこと	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
⑫	鉛 P b	0.01mg/ℓ以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
⑬	六価クロム C r	0.05mg/ℓ以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
⑭	砒素 A s	0.01mg/ℓ以下	0.003 ~ 0.005 0.004	0.004 ~ 0.005 0.005	<0.001 ~ 0.002 0.001	0.003 ~ 0.004 0.003	0.002 ~ 0.003 0.002
			<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
⑮	総水銀 H g	0.0005mg/ℓ以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
⑯	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	なし	0.77 ~ 0.94 0.84	0.82 ~ 0.95 0.88	2.5 ~ 6.4 4.1	0.80 ~ 2.1 1.35	1.0 ~ 2.9 1.9
			<0.05	<0.05 ~ 0.12 0.03	0.57 ~ 12 4.8	<0.05 ~ 0.29 0.135	0.06 ~ 0.47 0.27
⑰	陰イオン 界面活性剤 MBAS	なし	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
⑱	ノニルフェノール	なし	—	—	—	—	<0.00006

※ 類型B(5月~9月)、C(10月~4月)

※ BOD上段は、最小値~最大値を記載。下段は、75%値を記載。

75%値=環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準により算出する。

※ その他の項目は、上段は最小値~最大値を記載。下段は平均値を記載。

※ 化学的酸素要求量、ノルマルヘキサン抽出物質、全窒素、全燐、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ケルダール窒素、陰イオン界面活性剤、ノニルフェノールは、環境基準の設定はなし。

※ N.Dは、定量下限値未満。

※ 太文字は、環境基準値に不適合

令和5年度 公共用水域水質検査結果(旧八女市地区)No.2

中 の 井 川			花 宗 川			
納壁	北馬場	下稲富	下津江	高塚	南大の井手	前古賀
7.2 ~ 8.4	6.9 ~ 7.4	7.1 ~ 7.8	7.6 ~ 7.9	7.2 ~ 7.9	7.1 ~ 7.7	7.0 ~ 7.8
8.1	7.3	7.4	7.8	7.5	7.5	7.5
9.0 ~ 12	2.0 ~ 10	1.7 ~ 10	9.4 ~ 12	5.6 ~ 11	7.1 ~ 11	8.6 ~ 11
10.9	6.5	6.5	10.6	9.0	9.0	9.8
<0.5	2.0 ~ 2.4	0.9 ~ 1.4	<0.5	<0.5 ~ 0.5	<0.5	<0.5
	2.4	1.4		0.25		
0.6 ~ 2.1	4.1 ~ 10	8.5 ~ 76	<0.5 ~ 1.0	1.3 ~ 3.7	1.1 ~ 3.4	0.7 ~ 2.1
0.8	9.9	17	0.6	3.4	2.0	1.8
1.3 ~ 4.0	4.0 ~ 15	2.3 ~ 66	1.1 ~ 1.7	1.4 ~ 6.7	1.4 ~ 7.8	1.8 ~ 5.8
2.2	9.3	15.6	1.4	3.7	3.5	3.0
2 ~ 12	2 ~ 4	2 ~ 4	2	3 ~ 27	4 ~ 10	3 ~ 6
7	3	3		15	7	4.5
<1 ~ 2	3 ~ 5	2 ~ 10	<1 ~ 1	2 ~ 13	2 ~ 5	<1 ~ 8
0.75	3.8	4.8	<1	7	3.5	2.8
96 ~ 400	38 ~ 100	750 ~ 960	24	41 ~ 88	76 ~ 140	44 ~ 82
248	69	855	24	65	108	63
29 ~ 140	6 ~ 56	410 ~ 4100	3 ~ 18	10 ~ 120	46 ~ 150	30 ~ 91
76	26	1703	9.7	44	81	67
—	—	—	—	—	—	—
0.79 ~ 1.6	0.99 ~ 2.0	0.84 ~ 1.5	0.55 ~ 0.69	0.54 ~ 1.1	0.64 ~ 1.1	0.71 ~ 1.0
1.2	1.50	1.13	0.60	0.83	0.92	0.88
0.050 ~ 0.14	0.056 ~ 0.18	0.13 ~ 0.26	0.019 ~ 0.028	0.028 ~ 0.081	0.034 ~ 0.084	0.044 ~ 0.056
0.101	0.102	0.175	0.023	0.047	0.060	0.047
<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
0.004	0.005 ~ 0.007	0.003 ~ 0.007	0.001 ~ 0.003	0.003 ~ 0.005	0.003 ~ 0.004	0.003
	0.006	0.005	0.002	0.004	0.003	
<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1.0 ~ 1.3	<0.05 ~ 0.64	<0.05 ~ 0.63	0.54 ~ 0.69	0.32 ~ 0.67	0.63 ~ 0.86	0.68 ~ 0.85
1.04	0.44	0.30	0.60	0.55	0.75	0.77
<0.05 ~ 0.29	0.54 ~ 1.4	0.22 ~ 1.3	<0.005	<0.05 ~ 0.53	<0.05 ~ 0.36	<0.05 ~ 0.20
0.14	1.028	0.8		0.48	0.143	0.078
<0.05	<0.05 ~ 0.14	<0.05 ~ 0.09	<0.005	<0.05 ~ 0.05	<0.005	<0.05
	0.035	0.023		<0.05		
—	—	—	—	—	—	<0.00006

令和5年度 八女市公共用水域水質分析業務 地点別結果表(《黒木地区》)

項目	単位	花奈溜池			釜屋宮付近			唐千田橋付近			中学橋付近			古賀橋付近		環境基準値
		R5年8月28日	R6年2月26日	R5年8月28日	R6年2月26日	R5年8月28日	R6年2月26日	R5年8月28日	R6年2月26日	R5年8月28日	R6年2月26日	R5年8月28日	R6年2月26日	R5年8月28日	R6年2月26日	
採取時刻		9:18	15:20	9:34	15:00	9:57	14:30	10:15	14:00	10:40	13:40					—
気温	℃	29.0	11.5	29.0	11.5	29.0	10.5	30.5	10.5	30.5	11.5					—
水温	℃	30.3	12.4	24.1	12.0	23.2	11.1	24.8	11.0	22.3	10.4					—
色相		緑色	淡緑色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色					—
油膜の有無		無	無	無	無	無	無	無	無	無	無					—
臭気		無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭					—
透明度	度	35	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上					—
水素イオン濃度(pH)		9.5	7.9	7.6	7.6	7.6	7.4	7.8	7.5	7.6	7.5					6.5~8.5
溶存酸素量(DO)	mg/ℓ	11	12	8.7	11	8.6	11	8.8	11	8.7	11					7.5以上
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/ℓ	3.8	1.3	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5					2以下
化学的酸素要求量(COD)	mg/ℓ	13	5.3	1.8	1.6	1.6	1.7	1.5	1.1	1.1	1.0					—
浮遊物質(SS)	mg/ℓ	19	6	1	1	1	1	<1	<1	<1	<1					25以下
大腸菌群数	MPN/100ml	150	21	30	28	75	41	34	19	36	14					1000以下
ノルマルヘキサン抽出物質	mg/ℓ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—					—
全窒素	mg/ℓ	1.4	1.1	0.51	0.88	0.80	1.1	1.0	1.1	0.42	0.67					—
全磷	mg/ℓ	0.096	0.050	0.029	0.032	0.045	0.047	0.031	0.029	0.028	0.029					—
カドミウム	mg/ℓ	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003					0.003以下
全シアン	mg/ℓ	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1					検出されないこと
鉛	mg/ℓ	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001					0.01以下
六価クロム	mg/ℓ	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005					0.05以下
砒素	mg/ℓ	0.001	<0.001	0.001	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001					0.01以下
総水銀	mg/ℓ	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005					0.0005以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/ℓ	<0.05	0.70	0.49	0.88	0.80	1.1	0.88	1.1	0.39	0.65					—
ケルダール窒素	mg/ℓ	1.4	0.36	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.09	<0.05	<0.05	<0.05					—
MBAS	mg/ℓ	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05					—
ノニルフェノール	mg/ℓ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—					—

備考
太文字は、環境基準値に不適合

令和5年度 八女市公共用水域水質分析業務 地点別結果表(《立花地区》)

項目	単位	山下橋		合ノ原橋		川原田橋		順線橋		袖ノ木付近		環境基準値
		R5年8月23日	R6年2月7日	R5年8月23日	R6年2月7日	R5年8月23日	R6年2月7日	R5年8月23日	R6年2月7日	R5年8月23日	R6年2月7日	
採取時刻		9:10	9:20	9:52	10:13	9:30	9:48	11:17	11:51	11:40	12:40	—
気温	℃	28.0	5.8	28.0	6.9	28.0	5.8	30.5	8.4	30.5	9.5	—
水温	℃	25.2	9.3	24.6	9.2	27.4	8.8	24.9	9.6	22.4	9.1	—
色相		無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	—
油膜の有無		無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	—
臭気		無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	—
透明度	度	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	—
水素イオン濃度(pH)		7.4	7.2	7.6	7.6	7.6	7.6	7.3	7.6	7.6	7.6	6.5~8.5
溶解酸素量(DO)	mg/l	7.7	10	8.3	11	8.1	12	7.8	11	8.8	11	7.5以上
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/l	<0.5	0.5	<0.5	0.9	0.5	0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	2以下
化学的酸素要求量(COD)	mg/l	1.5	2.2	1.2	1.7	2.6	2.2	1.8	1.5	1.6	1.9	—
浮遊物質(SS)	mg/l	1	<1	<1	<1	<1	<1	1	<1	2	7	25以下
大腸菌群数	MPN/100ml	190	68	34	64	50	310	580	43	100	9	1000以下
ノルマルヘキサン抽出物質	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
全窒素	mg/l	1.3	1.7	1.5	2.2	1.1	2.7	1.3	2.2	1.0	1.2	—
全炭	mg/l	0.055	0.036	0.051	0.040	0.080	0.073	0.075	0.082	0.053	0.046	—
カドミウム	mg/l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下
全シアン	mg/l	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
鉛	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
六価クロム	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05以下
砒素	mg/l	0.002	0.001	0.001	0.002	0.001	<0.001	0.003	0.004	0.002	0.002	0.01以下
総水銀	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l	1.2	1.7	1.3	2.2	0.81	2.6	1.3	2.2	1.0	1.2	—
ケルダール窒素	mg/l	0.07	<0.05	0.17	<0.05	0.28	0.10	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	—
MBAS	mg/l	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	—
ノニルフェノール	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

備考
本文字は、環境基準値に不適合

令和5年度 八女市公共用水域水質分析業務 地点別結果表(《立花地区》)

項目	単位	中島橋		社日橋		城ノ下橋		横橋		山中橋		環境基準値
		R5年8月23日	R6年2月7日	R5年8月23日	R6年2月7日	R5年8月23日	R6年2月7日	R5年8月23日	R6年2月7日	R5年8月23日	R6年2月7日	
採取時刻		10:30	10:51	11:00	11:35	10:15	10:35	10:45	11:10	12:03	12:25	—
気温	℃	30.0	6.9	30.0	8.4	29.5	6.9	30.0	8.4	30.5	9.5	—
水温	℃	26.3	12.0	25.3	9.4	26.7	9.6	26.5	10.9	23.7	10.1	—
色相		無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	—
油膜の有無		無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	—
臭気		無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	—
透明度	度	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	45	100以上	100以上	—
水素イオン濃度(pH)		7.3	7.1	7.7	7.6	7.2	7.1	7.6	6.8	7.5	7.6	6.5~8.5
溶存酸素量(DO)	mg/l	8.1	10	9.0	11	6.8	8.3	8.5	4.5	8.5	11	7.5以上
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/l	<0.5	0.7	<0.5	0.7	<0.5	1.4	<0.5	110	<0.5	<0.5	2以下
化学的酸素要求量(COD)	mg/l	1.7	1.8	1.6	1.9	2.4	3.7	1.9	45	1.4	1.5	—
浮遊物質(SS)	mg/l	2	1	1	<1	1	1	1	37	1	<1	25以下
大腸菌群数	MPN/100ml	300	18	22	20	88	68	310	650	240	80	1000以下
ノルマルヘキサン抽出物質	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
全窒素	mg/l	0.67	1.3	0.48	0.74	0.94	1.3	0.87	2.1	0.64	1.1	—
全燐	mg/l	0.042	0.057	0.024	0.024	0.072	0.030	0.046	0.18	0.035	0.035	—
カドミウム	mg/l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下
全シアン	mg/l	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
鉛	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
六価クロム	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05以下
砒素	mg/l	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.01以下
総水銀	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l	0.61	1.3	0.48	0.70	0.91	1.0	0.84	<0.05	0.64	1.1	—
ケルゲル窒素	mg/l	0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.29	<0.05	2.1	<0.05	<0.05	—
MBAS	mg/l	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	—
ノニルフェノール	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

備考
本文字は、環境基準値に不適合

令和5年度 八女市公共用水域水質分析業務 地点別結果表(《上陽地区》)

項目	単位	耳納大橋付近		市道下橋山越え		市道風岩越え		藤木区消防署付近		大瀬橋付近		半沢区		環境基準値
		R5年8月29日	R6年2月7日	R5年8月29日	R6年2月7日	R5年8月29日	R6年2月7日	R5年8月29日	R6年2月7日	R5年8月29日	R6年2月7日	R5年8月29日	R6年2月7日	
採取時刻		10:18	14:45	9:42	14:05	9:29	13:56	10:59	15:24	9:13	13:40	11:23	15:57	—
気温	℃	32.0	8.8	29.5	8.8	29.5	8.5	32.0	8.6	29.5	8.5	33.0	8.6	—
水温	℃	20.5	10.5	21.8	9.7	22.4	9.6	24.7	9.5	24.0	9.1	25.8	9.7	—
色相		無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	—
油膜の有無		無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	—
臭気		無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	—
透明度		100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	—
水素イオン濃度(pH)		7.7	7.3	7.8	7.8	7.9	8.3	8.0	7.8	7.8	7.7	8.1	7.9	6.5~8.5
溶存酸素量(DO)	mg/l	8.1	9.7	8.5	11	8.8	12	8.4	11	8.4	12	8.6	11	7.5以上
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/l	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.5	<0.5	0.8	<0.5	0.7	<0.5	0.5	2以下
化学的酸素要求量(COD)	mg/l	1.6	1.4	1.2	1.0	1.2	1.1	1.1	1.1	1.2	1.6	1.1	1.5	—
浮遊物質(SS)	mg/l	6	2	1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	25以下
大腸菌群数	MPN/100ml	46	4	400	8	270	4	20	31	26	2500	9	8	1000以下
ノルマルヘキサン抽出物質	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
全窒素	mg/l	1.0	1.9	2.1	2.1	2.3	2.2	1.5	1.7	0.72	1.1	0.61	0.68	—
全磷	mg/l	0.082	0.031	0.026	0.018	0.032	0.020	0.045	0.037	0.026	0.048	0.023	0.022	—
カドミウム	mg/l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下
全シアン	mg/l	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
鉛	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
六価クロム	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05以下
砒素	mg/l	0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.003	0.003	0.005	0.004	0.005	0.004	0.01以下
総水銀	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005以下
銅	mg/l	1.0	1.9	1.7	1.9	2.3	2.1	1.5	1.7	0.72	0.94	0.53	0.68	—
ケルダール窒素	mg/l	<0.05	<0.05	0.37	0.19	<0.05	0.09	<0.05	<0.05	<0.05	0.15	0.06	<0.05	—
MBAS	mg/l	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	—
ノニルフェノール	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

備考
太文字は、環境基準値に不適合

令和5年度 八女市公共用水域水質分析業務 地点別結果表(《矢部地区》)

項目	単位	西園付近			所野立場付近			神ノ宮付近			神田付近		環境基準値
		R5年8月28日	R6年2月26日	R5年8月28日	R6年2月26日	R5年8月28日	R6年2月26日	R5年8月28日	R6年2月26日	R5年8月28日	R6年2月26日	R6年2月26日	
採取時刻		14:30	12:50	14:12	12:15	13:54	11:30	13:36	12:00	13:36	12:00	12:00	—
気温	℃	35.1	13.0	35.1	13.0	34.4	11.5	34.4	13.0	34.4	13.0	13.0	—
水温	℃	22.4	10.2	25.4	9.8	25.3	8.8	23.0	8.4	23.0	8.4	8.4	—
色相		無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	—
油膜の有無		無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	—
臭気		無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	—
透明度	度	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	—
水素イオン濃度(pH)		7.6	7.4	8.0	7.4	7.9	7.5	7.7	7.4	7.7	7.4	7.4	6.5~8.5
溶存酸素量(DO)	mg/l	8.4	11	8.4	11	8.2	11	8.5	11	8.5	11	11	7.5以上
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/l	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	2以下
化学的酸素要求量(COD)	mg/l	1.1	1.1	1.4	0.9	1.0	1.2	0.6	0.7	0.6	0.7	0.7	—
浮遊物質(SS)	mg/l	1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	25以下
大腸菌群数	MPN/100ml	24	5	20	14	26	4	16	30	16	30	30	1000以下
ノルマルヘキサン抽出物質	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
全窒素	mg/l	0.33	0.46	0.47	0.51	0.33	0.50	0.37	0.45	0.37	0.45	0.45	—
全燐	mg/l	0.011	0.011	0.015	0.011	0.018	0.011	0.012	0.010	0.012	0.010	0.010	—
カドミウム	mg/l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下
全シアン	mg/l	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
鉛	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
六価クロム	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05以下
砒素	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
総水銀	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l	0.33	0.44	0.32	0.50	0.33	0.49	0.37	0.45	0.37	0.45	0.45	—
ケルダール窒素	mg/l	<0.05	<0.05	0.15	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	—
MBAS	mg/l	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	—
ノニルフェノール	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

備考
大文字は、環境基準値に不適合

令和5年度 八女市公共用水域水質分析業務 地点別結果表(《星野地区》)

項目	単位	十羅交差点付近		年の神橋付近		環境基準値
		R5年8月29日	R6年2月7日	R5年8月29日	R6年2月7日	
採取時刻		13:39	9:30	14:02	10:30	—
気温	℃	34.2	9.5	34.9	9.0	—
水温	℃	25.1	10.5	22.8	8.6	—
色相		無色	無色	無色	無色	—
油膜の有無		無	無	無	無	—
臭気		無臭	無臭	無臭	無臭	—
透視度	度	100以上	100以上	100以上	100以上	—
水素イオン濃度(pH)		7.9	7.4	7.9	7.5	6.5~8.5
溶存酸素量(DO)	mg/l	8.3	11	8.5	11	7.5以上
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/l	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	2以下
化学的酸素要求量(COD)	mg/l	1.2	0.8	0.7	0.9	—
浮遊物質(SS)	mg/l	<1	<1	<1	<1	25以下
大腸菌群数	MPN/100ml	72	32	16	28	1000以下
ノルマルヘキサン抽出物質	mg/l	—	—	—	—	—
全窒素	mg/l	0.25	0.40	0.37	0.50	—
全燐	mg/l	0.021	0.017	0.021	0.016	—
カドミウム	mg/l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下
全シアン	mg/l	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
鉛	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
六価クロム	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05以下
砒素	mg/l	0.001	<0.001	0.001	0.001	0.01以下
総水銀	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l	0.25	0.38	0.36	0.49	—
ケルダール窒素	mg/l	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	—
MBAS	mg/l	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	—
ノニルフェノール	mg/l	—	—	—	—	—

備考
太文字は、環境基準値に不適合